

## 第2版 はしがき

本書は、法学部で専門科目として民法を学習する学生を対象に企画されたユーリカ民法シリーズの第5巻である。民法は、第1編「総則」、第2編「物権」、第3編「債権」、第4編「親族」および第5編「相続」の5編で構成されており、一般に、第1編から第3編を財産法、第4編および第5編を家族法と呼んでいる。本書は、このうちの第4編「親族」および第5編「相続」を対象とするものである。

民法は明治29(1896)年に財産法(第1編「総則」、第2編「物権」および第3編「債権」)、明治31(1898)年に家族法(第4編「親族」および第5編「相続」)が制定・公布され、同年から民法全体が施行された。

この家族法の部分は、第二次世界大戦後に全部改正され、その時に口語化された。その後、部分的な改正が何度か行われ、平成16(2004)年12月1日法律第147号による、財産法の口語化の際に、家族法の部分の条文に「見出し」が付された。

その後、親族法については、平成23(2011)年に、離婚後の子の監護に関する事項の定め、明記等の改正、平成28(2016)年に、成年後見等に関する改正等が行われてきた。最近では、平成30(2018)年に、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、婚姻適齢が男女とも18歳に改正され、父母の同意および婚姻による成年擬制は削除され、養親となる者の年齢について「成年」の文言を「20歳」に改め、養親となるには20歳に達する必要があることを明示した。令和元(2019)年に、特別養子制度の利用を促進するために、養子となる者の年齢の見直し等の改正、令和4(2022)年には、子の人格の尊重の規定を新設し、親権者の懲戒権が児童虐待の口実に利用されているという指摘を受けて、懲戒を削除し、無戸籍者問題解決等のため、子の出生に関して嫡出推定や認知の規定を見直し、再婚禁止期間も削除された。また、生殖補助医療では、第三者の精子を用いた生殖補助医療で出生した子について、妻および子の嫡出否認権を制限する規定が設けられた。更に、令和6(2024)年には、子の養育に関して、親の責務等に関する規定が新設され(817条の2)、離婚後の子

の親権，養育費，親子交流，養子縁組，財産分与等が改正され，公布の日（令和6〔2024〕年5月24日）から2年以内の政令で定める日から施行される予定となっている。

相続法に関しては，平成25（2013）年に，嫡出でない子の相続分を嫡出である子と同等とする改正，平成30（2018）年に，被相続人の配偶者の居住の確保や相続人以外の親族による被相続人に対する療養監護についての特別寄与等の改正や，遺言に関する改正等が行われた。

これらの改正は，少子高齢社会の進展や家族の多様化といった家族の変化に対応するとともに，これまでの裁判例やそれを踏まえた戸籍実務等の対応に基づくものである。具体的な施行時期等については，注意が必要なので，改正について説明するそれぞれの該当箇所を確認をすること。

民法の学習は，体系的に編成された法典という性格上，民法全体の理解の上に立った当該法律関係の位置づけをすることが必要とされるので，皆さんにはそれを意識して，本書の活用をしていただきたい。本書は大きく親族法と相続法とで構成されており，親族法は，親族，夫婦，親子，後見および扶養で，相続法は，法定相続，遺言および遺留分をその内容としている。これらの領域を研究対象とする先生方の協力を得て，平成31（2019）年5月に初版を刊行し，その月から元号が令和に変更され，今年（令和7〔2025〕年）で，6年が経過しようとしているところである。この度，新たに藤村賢訓先生の参加を得て，第2版の刊行をすることとなった。家族法を学ぶ皆さんの学習の助けとなることを，執筆者一同，心から願っている。

令和7（2025）年4月

執筆者一同を代表して

**小川 富之**